

3

労働者の安全と健康の確保に向けて

最近の安全衛生対策の動向 労働者死傷病報告等の電子申請が義務化されました

令和7年1月1日から、以下の労働安全衛生関係の手続について、**電子申請が原則義務化されました**

※経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも、下記の届出等で電子申請が可能です。

- 足場、局所排気装置等の設置・移転・変更届
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署窓口へ行かずに手続することができます。

- ✓時間や場所にとらわれずに手続が可能
- ✓スマホ、タブレット又はパソコンだけで手続が完了
- ✓電子署名・電子証明書の添付は不要



電子申請の始め方
厚生労働省ホームページ

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスをご活用いただくことでスムーズに申請できます

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。スマートフォンからの電子申請も可能です。



入力支援サービスを活用した
電子申請はこちから



新様式 | 労働者死傷病報告 ↓

労働者死傷病報告の報告事項が改正されました

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません。

(労働安全衛生法施行規則第97条)

労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、改正されました。主な改正内容は下表のとおりです。

①事業の種類	日本標準産業分類から細分類項目を選択
②被災者の職種	日本標準職業分類から小分類項目を選択
③傷病名等	該当する傷病名・傷病部位を選択
④発生状況・原因	5つの記入欄にそれぞれ記入
⑤国籍等	該当する国籍・地域及び在留資格を選択
⑥略図	イラスト、スマートフォンの写真等を添付できます

最近の安全衛生対策の動向 同じ場所で作業を行う一人親方等への措置の義務化

労働安全衛生法に基づく省令改正により、令和7年4月1日から、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置(※)を実施することが義務付けられます

※労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2を根拠とする4つの省令（労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則）で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

法令改正等の主な内容

①危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大します

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**。（改正安衛則第128条第1項、同則第478条、改正クレーン則第29条ほか）
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**。（改正安衛則第312条第3号ほか）
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**。（改正安衛則第274条の2、同則第479条第2項、改正ボイラー則第19条ほか）

②危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知が義務になります

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**。

重要 今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務づけられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所で例外的に作業を行わせる場面に限られます。しかしながら、それ以外の場面であっても、

- ①作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
- ②特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

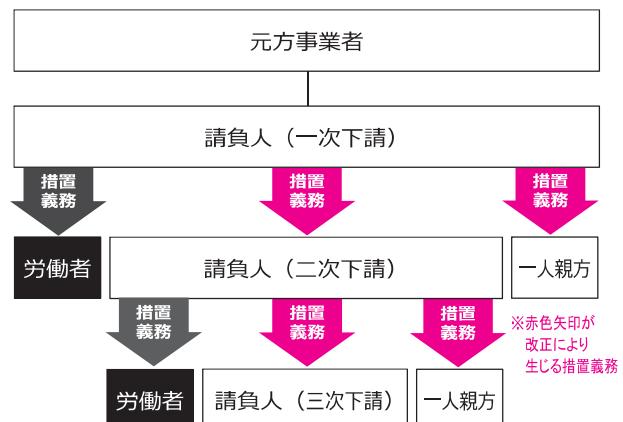
については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならぬ旨を周知することが推奨されます。

周知の方法 次のいずれかの方法で周知してください（周知内容が複雑な場合等は①～③のいずれか）

- ①常時作業場所の見やすい場所に掲示又は備え付ける
- ②書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④口頭で伝える

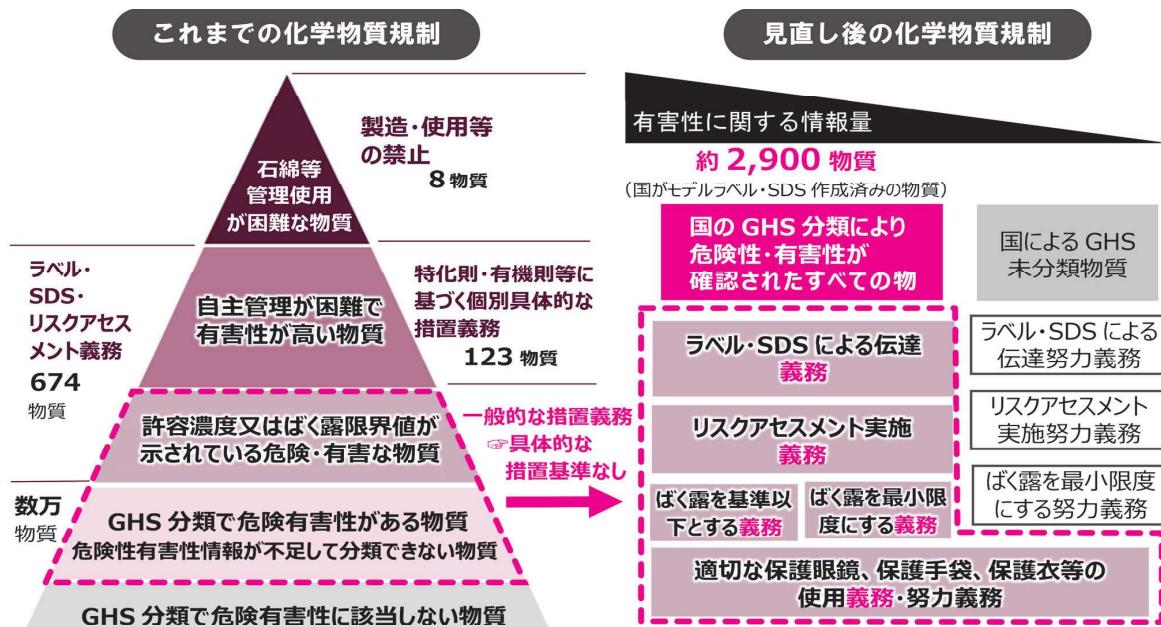
重層下請の場合の周知義務 事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。

三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



最近の安全衛生対策の動向 化学物質の自律的管理のポイント

ラベル表示・SDS通知・リスクアセスメント対象物質が大幅に追加



ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物質）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

改正日	R 4年2月24日	R 5年8月30日（政令）、 9月29日（省令）	R 5年8月30日（政令）、 9月29日（省令）
施行日	R 6年4月1日	R 7年4月1日	R 8年4月1日
追 加 内 容	発がん性、生殖細胞変異原性、 生殖毒性、急性毒性のカテゴリー で区分1に分類された234物質	左記以外のカテゴリーで区分1 に分類された約700物質を義務 対象に追加	健康有害性のカテゴリーで区分 2以下又は物理化学的危険性の 区分に分類された約850物質を 義務対象に追加

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

✓労働者がばく露される程度を最小限にすることや、濃度基準の遵守の義務

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限にしなければなりません。

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

ポイント！ ばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しなければなりません。その際、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせて行うことが効果的です。

ポイント！ 濃度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めなければなりません。

* 今後順次物質数が増え、最終的には約800物質について濃度基準値が設定される予定です。

✓ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にしなければなりません。



代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

その他、濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合、リスクアセスメント結果に基づき、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存しなければなりません。

※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン



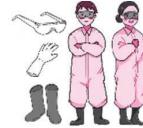
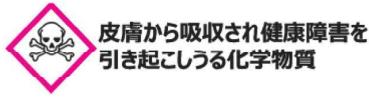
✓リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務

リスクアセスメント結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聞く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止ための保護具の適切な使用

皮膚等への障害を起こしうる化学物質を製造・取り扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質 = 義務

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質 = 努力義務



皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト

S D S等による情報伝達の強化

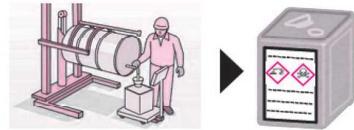
✓S D Sの記載項目の追加や、定期確認・更新の強化

- 通知事項に「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されました。
- 成分の含有量は、原則として、重量%の記載が必要になりました。
- 「人体に及ぼす作用」を定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新することが義務付けられました。

✓化学物資を事業場内にて別容器で保管する際も情報伝達が必要

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられました。

- リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



✓電子メールや二次元コード等でS D S通知が可能

S D Sの通知手段は譲渡提供する相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になりました。



自律的管理に向けた実施体制の確立

✓化学物質管理者等の選任が義務化

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、**化学物質管理者**の選任が必要です。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・S D S等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止対策の実施管理や化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることができます。

✓衛生委員会の付議事項が追加

衛生委員会の付議事項について下記を追加し、自律的な管理の実施事項の調査審議が義務付けられました。

- リスクアセスメント結果に基づく、ばく露低減措置
- 健康診断結果やそれにに基づく措置

職場の化学物質管理の道しるべ ポータルサイトのご案内



職場の化学物質管理の道しるべ

ケミガイド

厚生労働省 労働基準局
安全衛生部 化学物質対策課



職場の化学物質管理

ケミサポ

運営 | 独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所



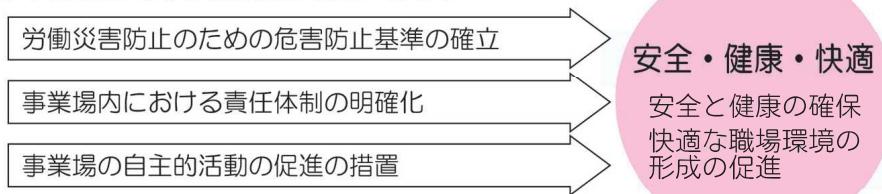
労働安全衛生法の目的（安衛法第1条）

労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、

- ①労働災害の防止のための危害防止基準の確立
- ②企業内または企業間における労働災害防止についての責任体制の明確化
- ③企業における自主的活動の促進

など働く人々の安全と健康を守るとともに、さらに進んで快適な職場環境をつくることを目的としています。

総合的計画的な安全衛生対策の推進



労働災害防止のための取組

安全衛生管理体制の整備（労働安全衛生法第17条～19条）

業種 規模 (人)	林 鉱 建 設 運 送 清 掃 業		製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	その他の業種																																			
	(令2条第1号の業種)		(令2条第2号の業種)	(令2条第3号の業種)																																			
100 以上	<table border="1"> <tr> <td>事業者 選任</td> <td>総括安全衛生管理者 指導 (法10条)</td> <td>300 以上</td> <td>事業者 選任</td> <td>総括安全衛生管理者 指導</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>産業医</td> <td>※1 (法13条)</td> <td>産業医</td> <td>産業医</td> <td>産業医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全管理 者</td> <td></td> <td>安全管理 者</td> <td>安全管理 者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(法11条)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>衛生 管理 者</td> <td></td> <td>衛生 管理 者</td> <td>衛生 管理 者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(法12条)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業者 選任	総括安全衛生管理者 指導 (法10条)	300 以上	事業者 選任	総括安全衛生管理者 指導	↓	↓	↓	↓	↓	産業医	※1 (法13条)	産業医	産業医	産業医		安全管理 者		安全管理 者	安全管理 者		(法11条)					衛生 管理 者		衛生 管理 者	衛生 管理 者		(法12条)				300 以上	1000 以上	1000 以上
事業者 選任	総括安全衛生管理者 指導 (法10条)	300 以上	事業者 選任	総括安全衛生管理者 指導																																			
↓	↓	↓	↓	↓																																			
産業医	※1 (法13条)	産業医	産業医	産業医																																			
	安全管理 者		安全管理 者	安全管理 者																																			
	(法11条)																																						
	衛生 管理 者		衛生 管理 者	衛生 管理 者																																			
	(法12条)																																						
50 ～ 99	<table border="1"> <tr> <td>事業者 選任</td> <td>産業医</td> <td>50 ～ 299</td> <td>事業者 選任</td> <td>産業医</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>産業医</td> <td>※1 (法13条)</td> <td>産業医</td> <td>産業医</td> <td>産業医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全管理 者</td> <td></td> <td>安全管理 者</td> <td>安全管理 者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(法11条)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>衛生 管理 者</td> <td></td> <td>衛生 管理 者</td> <td>衛生 管理 者</td> </tr> </table>	事業者 選任	産業医	50 ～ 299	事業者 選任	産業医	↓	↓	↓	↓	↓	産業医	※1 (法13条)	産業医	産業医	産業医		安全管理 者		安全管理 者	安全管理 者		(法11条)					衛生 管理 者		衛生 管理 者	衛生 管理 者	50 ～ 299	50 ～ 999	50 ～ 999					
事業者 選任	産業医	50 ～ 299	事業者 選任	産業医																																			
↓	↓	↓	↓	↓																																			
産業医	※1 (法13条)	産業医	産業医	産業医																																			
	安全管理 者		安全管理 者	安全管理 者																																			
	(法11条)																																						
	衛生 管理 者		衛生 管理 者	衛生 管理 者																																			
10 ～ 49	<table border="1"> <tr> <td>事業者 選任</td> <td>安全衛生推進者 (法12条の2)</td> <td>10 ～ 49</td> <td>事業者 選任</td> <td>安全衛生推進者</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>安全衛生推進者</td> <td></td> </tr> </table>	事業者 選任	安全衛生推進者 (法12条の2)	10 ～ 49	事業者 選任	安全衛生推進者	↓	↓	↓	↓	↓				安全衛生推進者		10 ～ 49	10 ～ 49	10 ～ 49																				
事業者 選任	安全衛生推進者 (法12条の2)	10 ～ 49	事業者 選任	安全衛生推進者																																			
↓	↓	↓	↓	↓																																			
			安全衛生推進者																																				
1～9	事業者	1～9	事業者	事業者																																			

※1 法人の代表者等を産業医として選任することはできません（平成29年4月1日）。

※2 労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置に係るガイドライン（平成26年3月28日）

安全衛生委員会の設置・運営

安全衛生委員会は、労使が協力し合って、安全衛生問題を調査・審議します。条文上は、安全委員会と衛生委員会がありますが、それぞれの設置に代えて安全衛生委員会を設置できます。

	安全委員会	衛生委員会
設置対象事業場	<ul style="list-style-type: none"> ① 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業の業種で、その労働者数が常時50人以上の規模の事業場 ② 製造業（上記以外の製造業）、運送業（上記以外の運送業）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業の業種で、その労働者が常時100人以上の規模の事業場 	<p>業種を問わず、常時50人以上の労働者を使用する事業場</p> 
委員の構成	<ul style="list-style-type: none"> ① 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等 ② 安全管理者 ③ 労働者（安全に関し経験を有する者） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等 ② 衛生管理者 ③ 産業医 ④ 労働者（衛生に関し経験を有する者） <p>※事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士を委員に指名できる。</p>
	<p>①が議長となり、①以外の委員は事業者が指名する。①以外の委員のうち半数は、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、ないときは労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名する。</p>	
調査審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の危険を防止するための対策 ・労働災害の原因及び再発防止対策 ・労働者の危険の防止に関する重要事項 ・安全に関する規程の作成 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に関すること ・安全に関する計画の作成、実施、評価、改善 ・安全教育の実施計画の作成 ・監督署長等からの文書による指導等を受けた事項のうち労働者の危険防止に関するこ 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回以上開催する。 ・委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を①常時各作業場の見やすい箇所に掲示し、備え付ける②書面を労働者に交付する③磁気テープ、磁気ディスク等に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する、のいずれかの方法により周知する。 ・委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存する。 	

安全衛生管理計画の作成

安全衛生管理計画は、安全衛生に関する基本方針、目標、実施事項を示したもので、多くの事業場では年間計画として作成されています。

計画の作成に当たっては、事業場の安全衛生管理水準、機械の危険性の有無及び設置状況、有害業務の有無等を考慮して実施可能な内容とすることが重要です。

年間安全衛生管理計画(例) ⇒

令和6年度（6年4月～7年3月）安全衛生管理計画書												
基本方針	実施項目	目標	年間(年度)スケジュール								実施上の留意点	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	
転倒災害の防止	・安全通路の確保 ・毎透点検を実施	転倒災害ゼロ										毎週月曜日に安全担当者がチックリストを用い実施し記録する
4Sの徹底	・使用器具の整理 ・荷等の置き場所 ・積重ね落下防止											毎週月曜日に安全担当者がチックリストを用い実施し記録する
定期健診有所見者の減少	・有所見者の減少 ・健診日の周知 ・健康情報の周知 ・おおいた歩場の参加者を増やす	有所見者数を4割以下 参加率を9割にする										10月の健康診断前の2ヶ月間周知健康情報を毎月配布する 参加方法のリーフletsを毎月配布し宣傳づける
労働災害防止等の強化期間等の設定	・全国安全週間 ・労働衛生週間 ・年末年始消防 ・交通安全運動	全員で取り組む	○	○	○	○	○	○	○	○	○	安全週間に事故防止についての講習を行う

リスクアセスメント（安衛法第28条の2第1項、第57条の3）

リスクアセスメントとは、事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいい、事業者は、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要があります。

実施準備・・・経営トップによるリスクアセスメント導入の意思表明と周知

　　リスクアセスメント実施者の決定

実施時期・・・設備、原材料、作業方法などを新規に採用し、又は変更するなどリスクに変化が生じたときに実施する。

機械設備等の経年劣化、労働者の入れ替わり等を踏まえ、定期的に実施する。

既存の設備、作業については計画的に実施する。

次のステップに従ってリスクアセスメントを進めてみましょう

ステップ1

危険要因の洗い出し

- 危険要因の洗い出し
- 災害に至るプロセスの把握

ステップ2

リスクの見積り※1

- 災害の可能性（災害の起こる可能性の程度）
- 災害の重大性（災害のひどさの程度）

ステップ3

リスクの評価※2

- リスクレベルの評価
- 許容可能なリスクの判定

ステップ4

リスクの低減対策

- 必要な低減対策の検討
- リスクの再見積りと再評価
- リスク低減対策の優先順位の決定※3と実施

ステップ5

内容の記録

- リスクアセスメントの実施内容の記録（ステップ1～4の内容を記録、保存する）

※1 リスクの見積り

リスクの見積りについては、各種方法がありますが、ここでは「数値化によらないリスクの見積り例」を示します。

● 「災害の可能性」と「災害の重大性」の2つの要素でランク付けします。

災害の重大性 ↓	災害の可能性 ↓	○ 軽微	△ 重大	× 極めて重大
○ ほとんど起こらない	○○	○△	○×	
△ たまに起こる	△○	△△	△×	
× かなり起こる	×○	×△	××	××

※2 リスクの評価

リスクの見積	リスクレベル	リスクの評価	リスクへの対応
××	5	非常に危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を直ちに行う
×△・△×	4	かなり危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を速やかに行う
○×・△△・×○	3	危険	機械や設備の改善を計画的に行う
○△・△○	2	やや危険	当面は改善の必要はないが、リスク管理を継続して行う
○○	1	許容可能	安全教育のみで、特段の措置は必要ない

※3 リスク低減対策の優先順位

以下の順位で実施します。

- ① 設計や計画での対応
危険な作業の廃止や変更、危険性・有害性の低い素材への変更、より安全課広報への変更など
- ② 工学的な対策
ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置などの設置
- ③ 管理的な対策
マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理、教育訓練など
- ④ 個人用保護具の使用
上記1～3を講じても低減できなかったリスクに対してのみ実施

安全衛生教育の実施

- ① 雇入れ時の安全衛生教育（安衛法第59条第1項）
- ② 作業変更時の安全衛生教育（安衛法第59条第2項）
- ③ 職長教育（安衛法第60条）
- ④ 免許・技能講習（安衛法第61条の2）

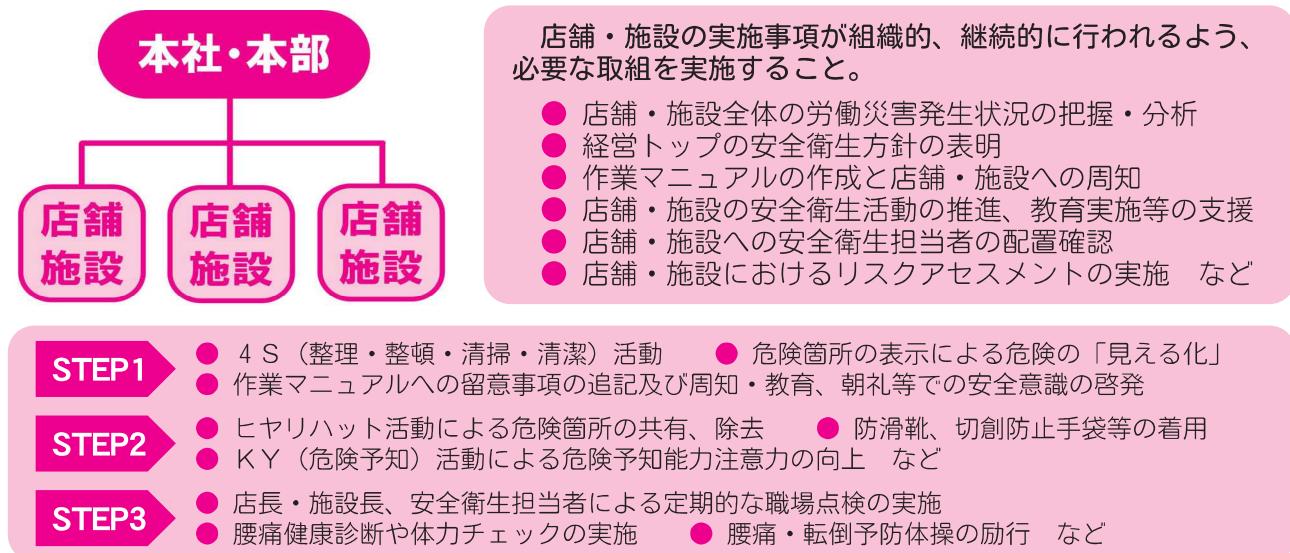
- ⑤ 特別教育（安衛法第59条第3項、安衛則第36条）
- ⑥ 安全衛生教育及び指針（安衛法第60条の2）
- ⑦ 能力向上教育（安衛法第19条の2）
- ⑧ 健康教育等（安衛法第69条）

※④の技能講習を行う講習機関及び④⑤の種類については、72頁以降を参照してください。

第三次産業における労働災害防止対策

第三次産業における労働災害は近年増加傾向にあり、その中でも転倒災害などの労働者の作業行動に起因する労働災害（行動災害）が大きな割合を占めます。これらの災害を防止するためには、経営トップの参画の下、「本社・本部」と「店舗・施設」が協力し、組織的かつ継続的な安全衛生活動を展開することが必要です。

主な取組事項の概要



1 経営トップによる安全衛生方針の表明

- 経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配付などにより周知します。

2 4S活動で災害の原因を取り除く

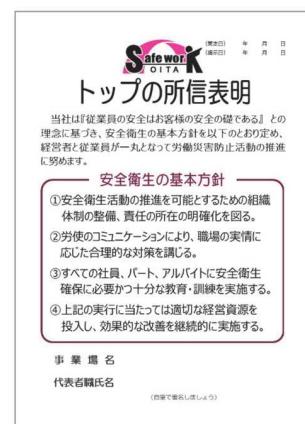
- 4Sとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。



- 4S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- お客様の目に触れにくいバッカヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- 荷物やゴミなど物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。

3 K.Y活動で潜んでいる危険を見つける

- K.Yとは「危険=K、予知=Y」のことです。
- K.Y活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合って「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- 「うっかり」「勘違い」「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



4 危険の「見える化」で危険を周知する

- 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（=見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。
- K Y活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼り付けることで注意を喚起します。
- 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっていれば、そこでは慎重に行動することができます。



5 安全教育・研修で正しい作業方法を学ぶ

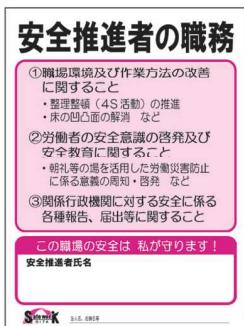
- 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして、店舗・施設では、この内容を従業員に教育します。
- 朝礼など、皆が集まる機会を利用して教育・研修を行う方法もあります。特に、初めて職務に就いた従業員には、雇入れ時に安全教育を行う必要があります。

6 全員参加により安全意識を高める

- 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

7 安全推進者を配置する

- 「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づき、次の第3号の業種で、常時10人以上の労働者を使用する店舗・施設では安全推進者を配置してください。
- 安全推進者には安全衛生活動・安全教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

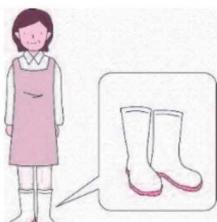


安衛令 第2条	該当する業種	労働者数	
		常時50人以上	常時10~49人
第1号	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	安全管理者 の選任義務 (安衛法第11条)	安全衛生推進者 の選任義務 (安衛法第12条の2)
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業		
第3号	第1号、第2号以外の業種	安全推進者の配置対象	

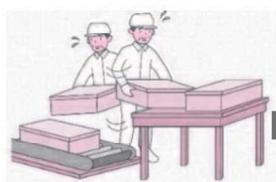
8 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づいた職場環境の改善

- 働く高年齢者の特性に配慮した職場づくりを進めるための「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき職場環境の改善を図ることは、すべての労働者のリスク軽減につながります。高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じましょう。

以下の対策例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて職場環境の改善に取り組みます。

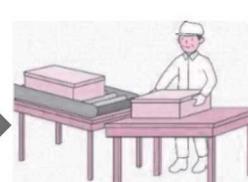


防滑靴を利用する



不自然な作業姿勢をなくすよう

作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



リフト、スライディングシート等
を導入し、抱え上げ作業を
抑制する



高年齢労働者の
安全と健康確保の
ためのガイドライン
【エイジフレンドリ
ーガイドライン】
全文

9 健康や体力の状況の把握

- 労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します。

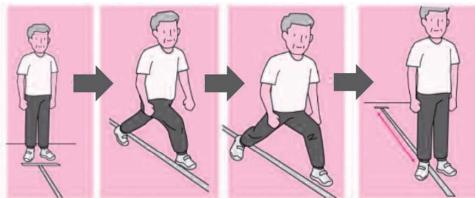
健康診断を実施するとともに、高年齢労働者の身体的特性の変化による災害リスク低減を図るため、体力チェックを継続的に行いましょう。

労働者の健康状態や体力の状況を把握し、個々の労働者の状況に応じて、適合する業務とのマッチングに努めてください。

なお、体力チェックを行うにあたり、健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講すべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要となります。



高年齢労働者の身体的特性の変化による災害リスク低減推進事業に係る調査研究報告書詳細



2ステップテスト ➡ 最大2歩幅を計測

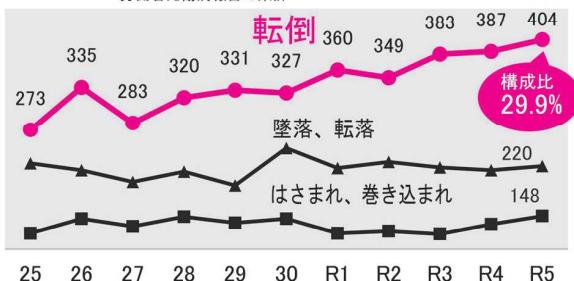


ファンクショナルリーチ ➡ 水平に腕をどれくらい伸ばせるかを計測

10 転倒災害を防ぐ！

- 大分県で発生した労働災害を事故の型別にみると、「転倒」が最も多く、全体の約3割を占めています。
- 転倒災害の件数は増加傾向にあります。
- 転倒災害は、年齢が高くなるほど、骨折する割合と、休業が長期化する割合が高くなります。

大分県 事故の型別労働災害の推移 | 全産業
労働者死傷病報告の集計



転倒災害の原因は、大きく3つに分けられます



すべり



つま
ずき



踏み
外し

床の素材が滑りやすいものであったり、床に水や油などが残ったままの状態であったりすると、滑って転倒しやすくなります。

床に凹凸や段差があり、つまずいたという例や、放置されていた荷物や商品などにつまずいて転倒したという事例が多くあります。

大きな荷物を抱えて階段やステップを下りるときなど、足元が見えづらいときに足を踏み外し、転倒することがあります。



転倒災害防止対策特設サイト



大分労働局作成
リーフレット



← フロアマットの
めくれ防止、
しわ防止の対策
を講じましょう



ロコチェック



骨粗鬆症関係
政府広報オンライン



いきいき健康体操
セルフチェック票



転倒等リスク評価
セルフチェック票

転倒災害防止対策のポイント

● 4S（整理・整頓・清掃・清潔）を徹底する

- 床面の凹凸、段差などを解消する。
- 歩行場所に物を放置しない。
- 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く。

・通路にコードを横断させない。

・用具、台車は所定位置を決める。

● 加齢による転倒リスクを知り、転倒しにくい身体づくりに取り組む

- ロコチェックを使って移動機能を確認する。
- 市町村が実施している「骨粗鬆症（こつそしょうしょう）検診」を受診する。
- 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等を導入する。

● その他に講じる対策

- 時間に余裕をもって行動する。
- 滑りやすい場所は小さな歩幅で歩行する。
- 足元が見えにくい状態で作業しない。適切な照度を確保する。
- 両手がふさがる荷物の運搬は階段を避ける。



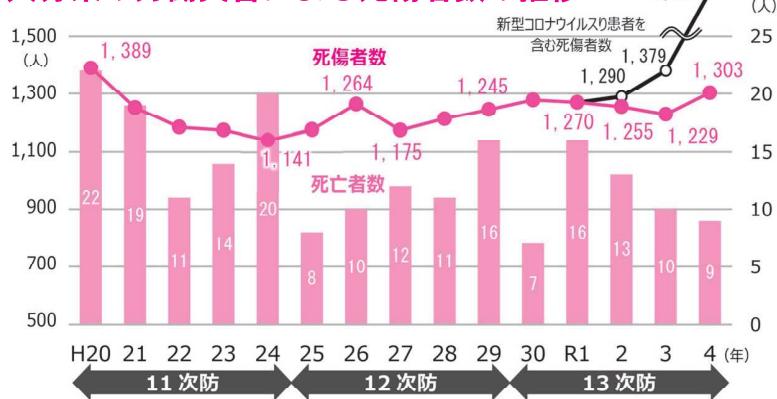
あわてない 急ぐ時ほど 落ち着いて

第14次労働災害防止計画

- POINT1** 国の「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、大分労働局が県内の労働災害等を減少させるため、事業者等が重点的に取り組むことを定めた中期計画です。略して「14次防」と呼んでいます。
- POINT2** 14次防の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間です。
- POINT3** 8つの重点事項を掲げて事業者等の具体的な取組事項を定めています。
- POINT4** 重点事項ごとにアウトプット指標とアウトカム指標を定め、毎年これらの指標を用いて14次防の実施状況の確認と評価を行い、必要に応じて計画を見直します。
- POINT5** アウトプット指標の達成状況の確認のため14次防取組状況点検票の作成・提出にご協力ををお願いします。



大分県の労働災害による死傷者数の推移



**アウトプット
指標**

重点事項（下記参照）
に係る取組の進捗状況を
確認する指標のこと

**アウトカム
指標**

アウトプット指標が達成
されたときに期待される
効果のこと

②③④⑥⑦⑧のアウトカム指標の達成を
目指した場合に期待される結果

死亡者数 13次防比較で10%以上減少

死傷者数 令和4年比較で減少

8つの重点事項の具体的な取組（抜粋）

※取組事項の詳細は、上記の二次元バーコードからご確認ください。

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 大分労働局は、安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境づくりに取り組む。
- 事業者は、AIやウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 事業者は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性を中心とした転倒災害対策を進める。
- 大分労働局は、介護職員の負担軽減のためのノーリフトケアや介護機器の導入等の腰痛予防対策の普及を図る。

アウトプット指標	アウトカム指標
●転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。	●転倒の年齢層別死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに男女とも減少させる。
●卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。	●転倒による平均休業見込日数を令和9年までに40日以下とする。
●介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。	●社会福祉施設における腰痛の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 事業者は、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。

アウトプット指標	アウトカム指標
●エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。	●60歳代以上の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに男女とも減少させる。

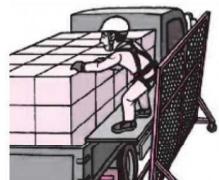
④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 事業者は、外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による教育や健康管理に取り組む。

アウトプット指標	アウトカム指標
●母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。	●外国人労働者の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 大分労働局は、安衛法第22条（有害物質による健康障害の防止義務）に関連して、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正省令が令和5年4月に施行されたことから、当該省令の内容について周知を行う。



⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

- 陸上貨物運送事業・事業者は、「荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく対策に取り組む。
- 建設業・事業者は、高所からの墜落・転落防止対策を確実に実施するとともに、リスクアセスメントに取り組む。
- 製造業・事業者は、「崩壊、倒壊」「はさまれ、巻き込まれ」対策を実施するとともにリスクアセスメントに取り組む。
- 林業・事業者は、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制の整備・周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策に取り組む。

アウトプット指標	アウトカム指標
●「陸上貨物運送事業における荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場合む）の割合を令和9年までに45%以上とする。	●陸上貨物運送事業における死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少させる。
●墜落・転落灾害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。	●建設業における死者数を13次防期間と比較して、15%以上減少させる。
●「崩壊、倒壊」及び機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。 	●製造業における「崩壊、倒壊」による死者数を13次防期間と比較して、減少させる。 ●製造業における機械による「はさまれ、巻き込まれ」による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少させる。
●「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。	●林業における死者数を13次防期間と比較して、15%以上減少させる。

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

- 事業者は、ストレスチェックの実施にとどまらず、その結果を基に集団分析を行い、分析結果を活用した職場環境の改善を行うことでメンタル不調の予防を強化する。

アウトプット指標	アウトカム指標
●年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。	●週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。
●勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。	●自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、又はストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。
●メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。	—
●使用する労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施の割合を令和9年までに50%以上とする。	—
●各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。	—

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 事業者は、SDSに基づくリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。
- 事業者は、熱中症予防のため、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。

アウトプット指標	アウトカム指標
●安衛法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。	●化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物質等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を13次防期間と比較して5%以上減少させる。
●安衛法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性及び有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上するとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。	 製品が来る ラベル確認 すぐに安全対策 <input checked="" type="checkbox"/> SDSで把握 <input checked="" type="checkbox"/> リスクアセスメント <input checked="" type="checkbox"/> 対策 <input checked="" type="checkbox"/> 労働者教育
●熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。	●熱中症による死者数を13次防期間と比較して、減少させる。

「14次防取組状況点検票」の記入と提出について(協力依頼)

大分労働局 14次防



各指標の達成状況の把握を通じて事業場の安全衛生管理の自主的な改善を図るため、「14次防取組状況点検票」の提出にご協力ををお願いします。

大分労働局HPに掲載の点検票ファイルに必要事項を記入の上、事業場を管轄する監督署あてに、電子メールで送信する、郵送する、窓口へ持参する等により提出をお願いします。



大分労働局独自の取組

大分労働局及び各労働基準監督署では、大分県内の事業場に対して、自主的な安全衛生管理をより一層推進し、安全な職場環境を形成するため、下記の取組を展開しています。

経営トップの安全衛生に関する所信表明

トップの所信表明 大分

検索

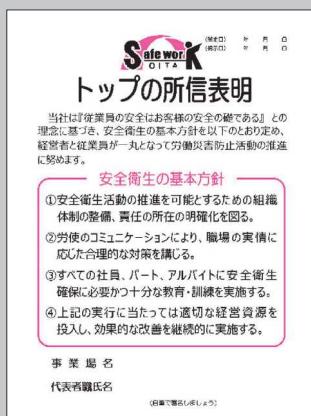
経営トップがその所信を表明することにより、労使双方が労働災害防止のための共通認識を持ち、一丸となって取り組むことが重要です。

大分労働局管内の事業場において、実際に経営トップが行った所信表明を、同意を得た上で公表しています。

ここにある所信表明を参考にしながら、さらなる労働災害防止、快適な職場環境の形成が図られることが期待されます。

所信表明(例)→

所信表明の様式と、記載例は大分労働局ホームページに掲載されています。



各建設現場

2項目重点労働災害防止運動

2項目重点労働災害防止運動

検索

作業に応じて、守るべきものは多い。

その中で「**これだけは絶対に守るぞ**」という目標を2つに絞り込む運動です。

各建設現場において、自らが遵守すべき安全事項を協議し、特に遵守すべき2項目に絞り込み、毎日の朝礼等で唱和・指差呼称することで労働者の安全意識のレベルを高め、安全作業の意思統一をするものです。

本運動参加事業場は、企業名及び工事名称を公表しています。

遵守事項の掲示例

○○建設㈱ ○○工事

「これだけは絶対に守るぞ！」

- ① クレーン作業は、「3・3・3運動」実施で安全確認の徹底
- ② 名前で呼び合う声掛け運動の徹底で不安全行動の撲滅

遵守事項の例は大分労働局ホームページに掲載されています。

参加事業場は大分労働局ホームページで公開中

ホーム > 関係法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係

提出方法

労働局ホームページから様式をダウンロードし、郵便又は直接窓口に提出する方法でご提出ください。

提出先 大分労働局健康安全課又は
県内の各労働基準監督署



◀ 様式例はこちらから

提出方法

労働局ホームページにアクセスし、専用フォームに入力して送信する方法でご提出ください。

取組宣言提出は
こちらから▶



計画届等一覧

安衛法第88条、安衛則別表7
ポイラー則、クレーン則、ゴンドラ則

労働者の安全と健康の確保

届出の対象	必要な書類等	届出	関係法令等
● 危険・有害な機械等の設置等 次の①～④に掲げる機械等の設置若しくは移転又は主要構造部分の変更 ※法第88条第1項ただし書きの規定による認定を受けた事業者は届出を免除	様式20号、計画届社内審査書にそれぞれ以下の一欄に記載すること。	【届出】 工事の開始日の30日前まで 【届出先】 設置する場所を管轄する労働基準監督署長	法-88-1 則-85、86、別表7 (届出を要しない機械等については、則-85等) 型わく支保工及び足場の計画を作成するときは、則-別表9に掲げる者を参考させなければならない。
① 則-別表7に掲げられている機械等 (動力プレス、溶解炉、化学設備、乾燥設備、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置、機械集材装置、運材索道、軌道装置、型わく支保工、架設通路、足場、局所排気装置等)	則-別表7の上欄に掲げる機械等の種類に応じ、中欄に掲げる事項を記載した書面及び下欄に掲げる書面等		
② ポイラー、第一種圧力容器	イ 設置届…設置場所の周囲の状況、配管の状況を記載した書面等 □ 変更届…変更の内容を示す書面、図面、計算書等		ポイラー則-10、56 ポイラー則-41、76
③ クレーン、移動式クレーン（変更届のみ）、デリック、エレベーター、建設用リフト	イ 設置届…組立図、構造部分の強度計算書、据付け個所の周囲の状況、基礎の概要等を記した書面等 □ 変更届…変更の内容を示す書面、図面、計算書等		クレーン則-5、96、140、174 クレーン則-44、85、129、163、197
④ ゴンドラ	イ 設置届…組立図、据付け個所の周囲の状況、固定方法等を記載した書面等 □ 変更届…変更の内容を示す書面、図面、計算書等		ゴンドラ則-10 ゴンドラ則-28
●建設工事における次の仕事（大規模建設工事） イ 高さが300m以上の塔の建設の仕事 □ 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が150m以上のダムの建設の仕事 ハ 最大支間500m（つり橋にあっては、1000m）以上の橋梁の建設の仕事 ニ 長さが3000m以上のすい道等の建設の仕事 ホ 長さが1000m以上3000m未満のすい道等の建設の仕事で、深さが50m以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの ヘ ゲージ圧力が0.3MP以上の圧気工法による作業を行う仕事	• 様式21号 • 計画届社内審査書 イ 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 □ 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面 ハ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面 ニ 工法の概要を示す書面又は図面 ホ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 ヘ 工程表 ブ 圧気工法による作業を行う仕事にあっては圧気工法作業摘要書	【届出】 仕事の開始日の30日前まで 【届出先】 厚生労働大臣	法-88-2 則-89、91-1 仕事の計画を作成するときは、則-別表9に掲げる者を参考させなければならない。 (法88-4、則92の2、92-3、別表9)
●建設工事における次の仕事 (大臣届出に該当するものを除く) イ 高さが31m以上の塔の建設等の仕事 □ 最大支間50m以上の橋梁の建設等の仕事 ハ 最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事 (法令で定められた人口が集中する地域に限る) ニ すい道等の建設等の仕事（すい道等の内部に労働者が立入らないものを除く。） ホ 掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業を行う仕事 ヘ 圧気工法による作業を行う仕事 ブ 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。次号において同じ。）に書き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗り材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事 チ 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事 リ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が一時間当たり200kg以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事	イ～ニの「建設等の仕事」とは「建設、改造、解体又は破壊の仕事」をいう。	【届出】 仕事の開始日の14日前まで 【届出先】 仕事を行う場所を管轄する労働基準監督署長	法-88-3 則-90、91-2 これららの仕事（イ～ニについて）は、建設の仕事に限る。の計画を作成するときは、則-別表9に掲げる者を参考させなければならない。（ト、チの仕事を除く。） (法88-4、則92の2、92-3、別表9)
	(注) 「法」「安衛法」労働安全衛生法、「令」労働安全衛生法施行令、「則」「安衛則」労働安全衛生規則、「クレーン則」クレーン等安全規則、「ポイラー則」ポイラー及び圧力容器安全規則、「ゴンドラ則」ゴンドラ安全規則		
	(注) 記載表現には一部を省略しているものがあります。 詳しくは法令をご確認ください。		
●土石採取業における次の仕事（土石採取） イ 掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事 □ 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事	• 様式21号 • 計画届社内審査書 イ 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 □ 機械、設備、建設物等の配置を示す図面 ハ 採取の方法を示す書面又は図面 ニ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面	【届出】 仕事の開始日の14日前まで 【届出先】 碎石する場所を管轄する労働基準監督署長	

就業制限業務一覧

安衛法第61条、安衛令第20条

号別	就業制限業務 (法61条、令20条)		就業が認められる資格 (則41条 別表3)	備考
1	発破業務 発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務		・発破技士免許を受けた者 ・火薬類取扱法の火薬類取扱保安責任者免状を有する者 ・鉱山保安法による甲・乙・丁種上級保安技術職員試験、甲・乙種発破係員試験、甲・丁種坑外保安係員試験、甲・乙・丁種坑内保安係員試験合格者	
2	揚貨装置運転 制限荷重が5t以上の揚貨装置の運転の業務 (船用デリック、クレーン)		・揚貨装置運転士免許を受けた者	
3	ボイラー取扱業務	ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱いの業務		・特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者
		ボイラ則第23条第2項に定める業務 ①胴の内径が750mm以下で、かつ、その長さが1300mm以下の蒸気ボイラー ②伝熱面積が3m ² 以下の蒸気ボイラー ③伝熱面積が14m ² 以下の温水ボイラー ④伝熱面積が30m ² 以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあっては、当該気水分離器の内径が400mm以下で、かつ、その内容積が0.4m ³ 以下のものに限る。）		・伝熱面積の合計500m ² 以上 特級（貢流のみ除く） ・伝熱面積の合計25～500m ² 未満 1級以上等作業主任者留意 ①～④の定義は令20条5号イ～ニ
4	ボイラー・第一種圧力容器の溶接業務	溶接の業務（小型ボイラー、小型圧力容器を除く）		・特別ボイラー溶接技士免許を受けた者
		ボイラー又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーは、主蒸気管及び給水管を除く）の周縫手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く）の業務		・特別ボイラー溶接士免許又は普通ボイラー溶接士免許を受けた者
5	ボイラー・第一種圧力容器の整備業務	ボイラーの整備の業務で、次のものを除く ・小型ボイラー ・上記3の①～④のボイラーのうち小規模ボイラー		・ボイラー整備士免許を受けた者
		第一種圧力容器の整備の業務で、次のものを除く ・小型圧力容器 ・令第1条5号イの容器で内容積5m ³ 以下のもの ・令第1条5号ロ～ニの容器で内容積1m ³ 以下のもの		
6	クレーン・デリックの運転業務	つり上げ荷重が5t以上のクレーン（跨（こ）線テルハを除く。）の運転の業務 つり上げ荷重が5t以上のデリックの運転の業務	床上操作式で荷とともに移動	・クレーン・デリック運転士免許を受けた者 ・床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
			上記以外（無線式操作を含む）	・クレーン・デリック運転士免許を受けた者
7	移動式クレーン運転業務	つり上げ荷重が1t以上の移動式クレーンの運転の業務	1t以上5t未満のもの	・移動式クレーン運転士免許を受けた者 ・小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
			5t以上の移動式クレーン	・移動式クレーン運転士免許を受けた者
9	潜水業務	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベからの給気を受けて、水中において行う業務		・潜水士免許を受けた者
10	ガス溶接等の業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務		・ガス溶接作業主任者免許を受けた者 ・ガス溶接技能講習を修了した者 ・その他厚生労働大臣が定める者
11	フォークリフトの運転業務	最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務		・フォークリフト運転技能講習を修了した者 ・職業能力開発促進法の普通職業訓練のうち揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練修了者で、フォークリフトの訓練を受けた者 ・その他厚生労働大臣が定める者
12	建設機械の運転業務	機体重量が3t以上の建設機械で動力を用いたり、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務	別表第7第1号【整地・運搬・積込み用機械】 ブルドーザー、モーター、グレーダー、トラクター・ショベル、すり積機、スクレーバー、スクレーブ・ドーザー	昭和53.1.1前の規定による修了証は、安衛則第81条の修了証とみなされる
			別表第7第2号【掘削用機械】 パワー・ショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライアン、クラムシェル、バケット掘削機、トレインチャーナー	
			別表第7第3号【基礎工事用機械】 くい打機、くい抜機、アース・ドリル、リバース・サーキュレーション・ドリル、せん孔機、アース・オーガー、ペーパー・ドレーン・マシン	
			別表第7第6号【解体用機械】 フレーカ、コンクリート压碎機、解体用つかみ機	
13	ショベルローダー・フォークリフター運転業務	最大荷重が1t以上のショベルローダー又はフォークリフターの運転の業務 【道路走行は道交法適用】		・ショベルローダー等運転技能講習を修了した者 ・職業能力開発促進法の普通職業訓練のうち揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練修了者で、ショベルローダー等の訓練を受けた者 ・その他厚生労働大臣が定める者
14	不整地運搬車運転業務	最大積載量が1t以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 【道路走行は道交法適用】		・不整地運搬車運転技能講習を修了した者 ・建設業法に規定する建設機械施工技術検定合格者 ・その他厚生労働大臣が定める者
15	高所作業車運転業務	作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 【道路走行は道交法適用】		・高所作業車運転技能講習を修了した者
16	玉掛け業務	制限荷重が1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務		・玉掛け技能講習を修了した者 ・職業能力開発促進法の普通職業訓練のうち玉掛け科の訓練修了者 ・その他厚生労働大臣が定める者

作業主任者を選任しなければならない業務一覧

安衛法第14条、
安衛令第6条

号別	各規則 条文	作業主任者名称	資格 種類	選任すべき作業
1	高圧則 10条	高圧室内作業主任者	免許	潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフト内部作業
2	安衛則 314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置（施行令第1条第2号：10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結または9以下は、水素若しくは溶接アセチレンは400m³以上、他は1,000m³以上）を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱作業
3	施行令 6条3号	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体、変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業 ①原動機定格出力7.5kwを超えるもの ②支間の斜距離の合計が350m以上のもの ③最大使用荷重が200kg以上のもの
4	ボイラ則 24	ボイラー取扱作業主任者	免許等	ボイラー取扱作業（小型除く→施行令1条4号） ①特級=伝熱面積合計500m²以上（貯流のみは除く） ②1級以上=伝熱面積合計25m²以上500m²未満（貯流のみ500m²以上） ③2級以上=伝熱面積25m²未満 ④技能講習以上=施行令20条5号のボイラー
5	電離則 46	エックス線作業主任者	免許	次の放射線作業（医療用又は波高値による定格管電圧が1,000kv以上のエックス線装置使用は除く） ①エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 ②エックス線管、ケノトロンのガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査業務
5 の2	52の2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業
6	安衛則 129	木材加工用機械作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな、面取盤、ルーター、合計5台以上（携帯式を除く）有する事業場における作業 ただし、自動送材車式帯のこ盤含む場合は3台以上
7	133	プレス機械作業主任者	技能講習	動力プレス5台以上有する事業場における作業
8	297	乾燥設備作業主任者	技能講習	次の設備を用いて行う ①乾燥設備内容積1m³以上（令別表第1危険物） ②危険物以外設備、熱源として燃料又は電力使用 加熱乾燥の作業
8 の2	321の3	コンクリート破碎器作業主任者	技能講習	コンクリート破碎器を用いる破碎作業
9	359	地山掘削作業主任者	技能講習	掘削面の高さ2m以上の地山掘削の作業
10	374	土止め支保工作業主任者	技能講習	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業
10 の2	383の2	ずい道等の掘削等作業主任者	技能講習	ずい道等の掘削、すり積み、支保工組立（落盤、肌落防止用）、ロックボルト取付、コンクリート等吹付作業
10 の3	383の4	ずい道等覆工作業主任者	技能講習	ずい道等の覆工（ずい道型わく支保工の組立、解体、移動、コンクリート打設）の作業
11	403	採石掘削作業主任者	技能講習	掘削面高さ2m以上の岩石採取のための掘削作業 (採石法2条の岩石)
12	428	はい作業主任者	技能講習	高さ2m以上、はい付、くずしの作業 (ばら物荷、荷役機運転のみを除く)
13	450	船内荷役作業主任者	技能講習	船舶荷積卸し、船舶内荷移動の作業 (総トン数500t未満の船舶で揚貨装置を用いないものを除く)
14	246	型わく支保工組立等作業主任者	技能講習	型枠支保工の組立、解体の作業（建築物の柱、壁、橋脚、ずい道アーチ、側壁を除く）
15	565	足場組立等作業主任者	技能講習	つり足場、張出足場又は高さ5m以上の構造の足場の組立解体、変更の作業 (ゴンドラのつり足場を除く)
15 の2	517の4	建築物等の鉄骨の組立作業主任者	技能講習	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（高さ5m以上）の組立て、解体又は変更の作業
15 の3	517の8	鋼橋架設等作業主任者	技能講習	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（高さ5m以上、橋梁の支間が30m以上）の架設、解体又は変更の作業
15 の4	517の12	木造建築物の組立等作業主任者	技能講習	木造建築物（軒の高さが5m以上）の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業
15 の5	517の17	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	技能講習	コンクリート造の工作物（高さ5m以上）の解体又は破壊の作業
16	517の22	コンクリート橋架設等作業主任者	技能講習	橋梁の上部構造であってコンクリート造のもの（高さ5m以上、橋梁の支間が30m以上）の架設又は変更の作業
17	ボイラ則 62	第一種圧力容器取扱作業主任者	技能講習	令第6条第17号に掲げる第一種圧力容器の取扱作業 ①化学設備に係る第一種圧力容器=化学設備関係一圧技能講習修了 ②化学設備以外の第一種圧力容器=化学物質関係一圧技能講習修了又は普通一圧技能講習修了、若しくは特級・1級・2級ボイラー技士
18	特化則 27	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	技能講習	令別表第3の特定化学物質（1類・2類・3類）の製造又は取扱う作業（試験研究の取扱を除く） (金属アーク溶接作業を含む) ※特別有機溶剤業務に係る作業の場合は、有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任
19	鉛則 33	鉛作業主任者	技能講習	令別表第4の鉛業務1号から10号に係る作業 (遠かく操作を除く)
20	四鉛則 14	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	技能講習	令別表第5の四アルキル業務1号～6号、8号に係る作業
21	酸欠則 11	酸素欠乏危険作業主任者	技能講習	令別表第6の酸欠危険場所における作業
22	有機則 19	有機溶剤作業主任者	技能講習	令別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造又は取り扱う作業 (試験又は研究の業務を除く)
23	石綿則 19	石綿作業主任者	技能講習	次のいずれかの物を取り扱い又は試験研究のため製造する作業 ①石綿、②石綿を含有する製剤等で含有量がその重量の0.1%を超えるもの

※記載の表現には一部を省略しているものがあります。詳しくは法令をご確認ください。

大分労働局長登録教習機関一覧

安衛法第77条、登録省令
第3章の3の5、第4章

	登録機関の名称	所在地及び申込先等	講習等の種類：略記号			
①	建設業労働災害防止協会 大分県支部	大分市城崎町3-3-41 ☎097-538-0745	地山掘削 足場組立 石綿作業	ずい道掘 鉄骨組立 建石綿調	ずい道覆 コン解体 木造組立 金属アー	型枠組立
②	公益財団法人 森林ネットおおいた	大分市花園2-6-46 林業会館新館2階 (講習申込先 大分県林業研修所内) ☎0977-85-2488	地山掘削 車系整地	はい作業 不整地運	小型移ク 玉掛け作業	フォーク
③	一般社団法人 大分県労働基準協会	由布市挾間町三船415-12 ☎097-583-4686	プレス 有機溶剤 ガス溶接 不整地運	乾燥設備 酸欠硫化 フォーク 高車運転 ショベル	特化物 床上クレ 車系整地 玉掛け作業 ※休止	鉛作業 小型移ク 車系解体 クレ実教
④	一般社団法人 大分産業機械技能教習所	大分市向原西1-5-11 ☎097-554-2246	小型移ク 不整地運 車系基礎	フォーク 高車運転 ショベル	車系整地 玉掛け作業 ※休止	車系解体 移ク実教
⑤	一般社団法人 日本ボイラ協会 大分支部	大分市舞鶴町1-3-30 S Tビル2階 ☎097-532-5749	普通一圧	化学一圧	ポイ取扱	ポイ実講
⑥	一般社団法人 日本鳶工業連合会大分県支部	大分市畠中2-6-6 三栄建設工業(株)内 ☎097-546-5075	型枠組立			
⑦	大分県立佐伯高等技術専門校	佐伯市大字西浜8-31 ☎0972-22-0767	ガス溶接			
⑧	大分県立大分高等技術専門校	大分市大字下宗方1035-1 ☎097-542-3411	ガス溶接			
⑨	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構 大分支部 大分職業能力開発促進センター	大分市皆春1483-1 ☎097-522-2171	ガス溶接			
⑩	陸上貨物運送事業 労働災害防止協会 大分県支部	大分市向原西1-1-27 大分県トラック会館内 ☎097-556-7866	はい作業			
⑪	林業・木材製造業 労働災害防止協会 大分県支部	大分市花園2-6-51 大分県林業会館内 ☎097-545-3530	木工機械			
⑫	キャタピラー九州株式会社 大分教習センター	大分市畠中2-5-1 ☎097-573-5955	床上クレ 車系整地 玉掛け作業	小型移ク 車系解体 不整地運	ガス溶接 高車運転	フォーク
⑬	山口産業株式会社 亀の井自動車学校	別府市大字南立石2042-1 (講習申込先 鶴崎校) ☎097-521-2121	小型移ク	フォーク	玉掛け作業	
⑭	有限会社杵築自動車工業 杵築自動車学校	杵築市大字日野2893番地 ☎0978-63-3911	フォーク			
⑮	一般財団法人西日本産業衛生会 環境測定センター 大分事業部	大分市高城南町11-7 ☎097-552-8366	特化物	有機溶剤	石綿作業	
⑯	合同会社文化橋 大分外国人研修センター	国東市武蔵町古市578-1 ☎0978-69-8450	ガス溶接	高車運転	玉掛け作業	車系整地
⑰	株式会社ダイサン	大阪市中央区南本町2-6-12 サンマリオンタワー3階 ☎06-6243-8002	足場組立			

*「講習等の種類：略記号」については、次ページの「技能講習等一覧」を参照してください。 令和7年2月1日現在

大分労働局長登録教習機関が実施する技能講習等一覧

最新の登録状況は
大分労働局ホームページで確認してください



略記号	技能講習等の名称	登録教習機関															
		①建設業労働災害防止協会	②森林ネットおおいた	③大分県労働基準協会	④大分産業機械技能教習所	⑤日本ボイラ協会	⑥日本鳶工業連合会	⑦佐伯高等技術専門校	⑧大分高等技術専門校	⑨大分職業能力開発促進センター	⑩陸上貨物運送事業労働災害防止協会	⑪林業・木材製造業労働災害防止協会	⑫キャタピラー九州大分教習センター	⑬亀の井自動車学校鶴崎校	⑭杵築自動車学校	⑮西日本産業衛生会環境測定センター	⑯合同会社文化橋 大分外国人研修センター
木工機械	木材加工用機械作業主任者技能講習													●			
プレス	プレス機械作業主任者技能講習				●												
乾燥設備	乾燥設備作業主任者技能講習		●														
コン破碎	コンクリート破碎器作業主任者技能講習																大分県内に登録している教習機関はありません
地山掘削	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	●	●														
ずい道掘	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	●															
ずい道覆	ずい道等の覆工作業主任者技能講習	●															
型枠組立	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	●						●									
足場組立	足場の組立て等作業主任者技能講習	●														●	
鉄骨組立	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	●															
鋼橋架設	鋼橋架設等作業主任者技能講習																大分県内に登録している教習機関はありません
コン解体	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	●															
コン架橋	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習																大分県内に登録している教習機関はありません
碎石掘削	採石のための掘削作業主任者技能講習																大分県内に登録している教習機関はありません
はい作業	はい作業主任者技能講習			●							●						
船内荷役	船内荷役作業主任者技能講習																大分県内に登録している教習機関はありません
木造組立	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	●															
普通一圧	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習							●									
化学一圧	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習							●									
特化物	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習			●												●	
鉛作業	鉛作業主任者技能講習			●													
有機溶剤	有機溶剤作業主任者技能講習			●												●	
石綿作業	石綿作業主任者技能講習	●														●	
酸欠作業	酸素欠乏危険作業主任者技能講習																大分県内に登録している教習機関はありません
酸欠硫化	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習				●												
金属アー	金属アーク溶接等作業主任者技能講習	●															
床上クレ	床上操作式クレーン運転技能講習				●									●			
小型移ク	小型移動式クレーン運転技能講習		●	●	●								●	●			
ガス溶接	ガス溶接技能講習			●	●				●	●	●		●			●	
フォーク	フォークリフト運転技能講習		●	●	●								●	●	●		
ショベル	ショベルローダー等運転技能講習					休止	休止										
車系整地	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	●	●	●									●			●	
車系解体	車両系建設機械（解体用）運転技能講習			●	●								●				
車系基礎	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習					休止											
不整地運	不整地運搬車運転技能講習		●	●	●								●				
高車運転	高所作業車運転技能講習				●	●	●						●			●	
玉掛け	玉掛け技能講習			●	●	●	●						●	●		●	
ボイ取扱	ボイラー取扱技能講習					●											
建石綿調	建築物石綿含有建材調査者講習	●															
揚貨実教	揚貨装置運転実技教習（免許取得に伴う教習）																大分県内に登録している教習機関はありません
クレ実教	クレーン運転実技教習（免許取得に伴う教習）					●											
移ク実教	移動式クレーン運転実技教習（免許取得に伴う教習）				●	●											
ボイ実講	ボイラー実技講習（免許取得に伴う講習）						●										

特別教育を必要とする業務一覧

安衛法第59条、安衛則第36条

号別	特別教育を必要とする業務
1	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
2	動力により駆動されるプレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
4	高圧若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
4-2	対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務
5	最大荷重1t未満のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
5-2	最大荷重1t未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
5-3	最大積載量が1t未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
5-4	テールゲートリフター（貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。）の操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。）
6	制限荷重5t未満の揚貨装置の運転の業務
6-2	伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
6-3	走行集材機械（車両の走行により集材を行うための機械であって動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
7	機械集材装置の運転の業務
7-2	簡易架線集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに付属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転又は架線集材機械（動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
8	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務
9	機体重量が3t未満の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用機械、掘削機械、解体用機械、基礎工事用機械）で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
9-2	基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの以外のものの運転の業務
9-3	基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転者席における操作を除く。）の業務
10	締固め用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
10-2	コンクリートポンプ車等のコンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務
10-3	ボーリングマシンの運転の業務
10-4	建設工事の作業を行う場合における、ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務
10-5	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
11	動力により駆動される巻上げ機の運転の業務
13	軌道装置（巻上げ装置を除く。）の運転の業務
14	小型ボイラーの取扱いの業務
15	つり上げ荷重が5t未満のクレーン、又はつり上げ荷重が5t以上の跨線デルハ（移動式クレーンを除く。）の運転の業務
16	つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
17	つり上げ荷重が5t未満のデリックの運転の業務
18	建設用リフトの運転の業務

号別	特別教育を必要とする業務
19	つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務
20	ゴンドラの操作の業務
20-2	作業室及び気閥室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務
21	高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
22	気閥室への送気又は気閥室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
23	潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
24	再圧室を操作する業務
24-2	高圧室内作業に係る業務
25	四アルキル鉛等に係る業務
26	酸素欠乏危険場所における作業に係る業務
27	特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務
28	エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過程写真の撮影の業務
28-2	加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域内において核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務
28-3	原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務
28-4	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（以下「除染則」という。第2条第7項第2号イ又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質）により汚染された物であって、電離則第2条第2項に規定するものの処分の業務
28-5	電離則第7条の第2項の特例緊急作業に係る業務
29	粉じん障害防止規則の特定粉じん作業に係る業務
30	ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業に係る業務
31	産業用ロボット機械の可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニピレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共に当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務
32	産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理若しくは調整若しくはこれらの結果の確認又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査等を行う労働者と共に当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務
33	自動車（二輪自動車を除く。）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務
34	廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
35	廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
36	廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
37	石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務
38	除染則第2条第7項の除染等業務及び同条第8項の特定線量下業務
39	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）
40	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（40度未満の斜面における作業を除く。）に係る業務
41	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

※記載の一部を省略しているものがあります。
詳しくは安衛則第36条をご確認ください。

作業環境測定

安衛法第65条、第65条の2

作業環境測定の実施

- 職場における労働者の健康の保持増進のために、作業環境を正確に把握することが不可欠です。有害な業務を行う屋内作業場等で安衛令第21条に定めるものについては、作業環境測定を行い、その結果を記録する必要があります。
- 作業環境測定結果の評価に基づき、必要な場合には施設・設備の設置・整備、健康診断の実施等の措置が必要です。

測定を行うべき作業場（安衛令第21条）	測定時期・回数	関係条文
1 粉じんを著しく発散する屋内作業場 ※	6月以内ごとに1回	粉じん測25、26
2 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	半月以内ごとに1回	安衛則587、607
3 著しい騒音を発する屋内作業場	6月以内ごとに1回	安衛則588、590
4 坑内作業場 ・炭酸ガスの滞留のおそれのある場所 ・気温が28度を超えるおそれのある場所 ・通気設備のある場所	・炭酸ガス濃度 1月以内ごとに1回 ・気温、通気量 半月以内ごとに1回	安衛則589、592、612、603
5 中央管理方式の空気調和設備を設けている事務室	2月以内ごとに1回	事務所則7、8
6 放射線業務を行う作業場 ※	1月以内ごとに1回	電離則53、54、55
7 特定化学物質等を製造又は取扱う屋内作業場等 ※	6月以内ごとに1回	特化則36、36の5、石綿則36
8 鉛業務を行う屋内作業場 ※	1年以内ごとに1回	鉛則52
9 酸素欠乏の危険がある場所	その日の作業開始前	酸欠則3
10 有機溶剤を製造又は取扱う屋内作業場 ※	6月以内ごとに1回	有機則28

※の作業場は、自社の作業環境測定士、又は作業環境測定機関に委託して測定を行う必要があります。

(作業環境測定法第2条第3号、同法第3条第1項・第2項、作業環境測定法施行令第1条)

個人サンプリング法 ※	作業環境測定の結果、第3管理区分に区分され改善困難と判断された場合、又は、改善可能として判断され、改善後の作業環境測定結果が第3管理区分であった場合。	作環則3
-------------	-----------------------------------------------------------------------------	------

※の測定は、個人サンプリング法の登録を受けた作業環境測定士が行う必要があります。

(作業環境測定法第2条第3号、同法第3条第1項・第2項、作業環境測定法施行令第1条)

大分労働局長登録 作業環境測定機関

名 称	所 在 地	電話番号	測定の種類				
			粉 じ ん ・ 石 綿	特 定 化 学 物 質	鉛	有 機 溶 剤	個 人 サ ン プ リ ン グ 法
(株)住化分析センター テクニカルソリューション本部 大分ラボラトリ	大分市大字鶴崎2200	097-523-1182		○	○	○	○
(一財)西日本産業衛生会 環境測定センター 大分事業部	大分市高城南町11-7	097-552-8366	○	○	○	○	○
JX金属製鍊(株) 佐賀製鍊所	大分市大字佐賀関3-3382	097-575-3310	○		○		○
日鉄テクノロジー(株) 九州事業所	大分市大字西の洲1	097-553-2594	○	○	○	○	○
(公社)大分県薬剤師会 検査センター	大分市豊饒2-11-3	097-544-4400	○	○	○	○	
タナベ環境工学(株)	大分市高江西1-4323-4	097-503-8900		○		○	○
(株)ウエキコーポレーション	大分市大字松岡4353	097-520-5880		○			○

健康診断等一覧

安衛法第66条、じん肺法

名 称	対象労働者	実施時期	記 録		結果報告		
			個人票	保存年数	対象	様式	期日
一般健康診断	雇 入 時 (安衛則43)	常時使用する労働者	雇入時	様式 5 号(1) (安衛則51)	5 年	—	—
	定 期 (安衛則44)	常時使用する労働者	1 年以内ごと	様式 5 号(2) (安衛則51)	5 年	常時50人以上の労働者を使用する事業場	様式 6 号 (安衛則52)
	特定業務従事者 (安衛則45)	安衛則13条1項3号に掲げる業務に常時従事する労働者	配置替時 6月以内ごと				遅滞なく
	海外派遣従事者 (安衛則45の2)	海外に6月以上派遣する(派遣した)労働者	派遣前、派遣後	様式 5 号(3) (安衛則51)	5 年	—	—
	給食従業員の検便 (安衛則47)	事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入時、配置替時	雇入時 様式 5 号(1)		—	—
	有害な業務にかかる歯科医師による健康診断 (安衛則48)	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、毒りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6月以内ごと	その他 様式 5 号(2) (安衛則51)	5 年	常時50人以上の労働者を使用する事業場(定期のみ)	様式 6 号の2 (安衛則52)
長時間労働者に対する医師による面接指導 (安衛法66の8、安衛則52の2~52の8)	週40時間を超えて労働させた時間が一月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者(ほか)	労働者の申出後に遅滞なく	—	5 年 (安衛則52の6)	—	—	—
心理的な負担の程度を把握するための検査 (ストレスチェック) (安衛法66の10、安衛則52の9)	常時使用する労働者 (労働者常時50人未満の事業場は当面努力義務)	1 年以内ごと	—	5 年 (安衛則52の13)	常時50人以上の労働者を使用する事業場	様式 6 号の2 (安衛則52の21)	毎年事業年度など事業場で設定
リスクアセスメント対象物健康診断 (安衛則577の2) ※令和6年4月1日に施行	リスクアセスメント対象物の製造又は取り扱う業務に常時従事する労働者	①リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、医師又は歯科医師が必要と認める健診項目があるとき ②濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるとき	5 年 がん原性物質は30年 様式24号の2 (安衛則577の2)	—	—	—	—
有機溶剤等健康診断 (有機則29)	令22条1項6号(令別表6の2)に掲げる業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6月以内ごと	様式 3 号 (有機則30)	5 年	対象業務のある事業場(定期のみ)	様式 3 号の2 (有機則30の3)	遅滞なく
鉛 健 康 診 断 (鉛則53)	令22条1項4号(令別表4)に掲げる業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6月以内ごと(はんだ付けの業務などは1年以内ごと)	様式 2 号 (鉛則54)	5 年	対象業務のある事業場(定期のみ)	様式 3 号 (鉛則55)	遅滞なく
四アルキル鉛健康診断 (四鉛則22)	令22条1項5号(令別表5)に掲げる業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6月以内ごと	様式 2 号 (四鉛則23)	5 年	対象業務のある事業場(定期のみ)	様式 3 号 (四鉛則24)	遅滞なく
特定化学物質健康診断 (特化則39)	令22条1項3号(令別表第3第1号及び第2号)の業務(石綿等の取扱い等の業務を除く。)に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6月以内ごと	様式 2 号 (特化則40)	5 年	対象業務のある事業場(定期のみ)	様式 3 号 (特化則41)	遅滞なく
	就業経験者	令22条2項の業務(石綿等の取扱い等の業務を除く。)に常時従事させたことのある労働者		6月以内ごと(一部例外あり)			
高気圧業務健康診断 (高圧則38)	高圧室内作業(令6条1号)又は潜水業務(令20条9号)に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6月以内ごと	様式 1 号 (高圧則39)	5 年	対象業務のある事業場	様式 2 号 (高圧則40)	遅滞なく
電離放射線健康診断 (電離則56)	放射線業務(令22条1項2号、令別表2)に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6月以内ごと	様式 1 号の2 (電離則57)	30年	対象業務のある事業場	様式 2 号 (電離則58)	遅滞なく
石綿健康診断 (石綿則40)	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6月以内ごと	様式 2 号 (石綿則41)	40年	対象業務のある事業場	様式 3 号 (石綿則43)	遅滞なく
	就業経験者	令22条2項の業務に従事させたことのある労働者					
じん肺健康診断 (じん肺法7、8、9の2)	じん肺則別表に掲げる粉じん作業に常時従事する労働者	就業時、離職時 ・じん肺管理区分1の者3年以内ごと ・管理区分2又は3の者1年以内ごと	様式第3号 (じん肺則22)	7 年	対象業務のある事業場	様式 8 号 (じん肺則37)	翌年の2月末まで
	就業経験者	じん肺則別表に掲げる粉じん作業に常時従事させたことのある労働者		じん肺法17②			

(注) 「安衛法」労働安全衛生法

「有機則」有機溶剤中毒予防規則

「特化則」特定化学物質障害予防規則

「石綿則」石綿障害予防規則

「令」労働安全衛生法施行令

「鉛則」鉛中毒予防規則

「高圧則」高気圧作業安全衛生規則

「電離則」電離放射線障害防止規則

「安衛則」労働安全衛生規則

「四アルキル鉛中毒予防規則

「電離則」電離放射線障害防止規則

健康診断実施後の措置と保健指導

安衛法第66条の4、
第66条の5

労働安全衛生法第66条の4及び第66条の5により、健康診断^(※1)の実施後には、医師からの意見聴取と事後措置が義務付けられています。なお、じん肺法に基づく健康診断は除かれます^(※2)

定期健康診断、特殊健康診断の実施 安衛法第66条第1項～3項

健康診断結果の記録の作成 安衛法第66条の3

健康診断結果の労働者への通知 安衛法第66条の6

異常の所見があった労働者

異常所見がある場合、健康診断結果の判定区分は「要経過観察」、「要再検査」、「要医療」等と記載されます

※1 定期健康診断だけでなく、特殊健康診断も含まれています。

※2 じん肺法に基づく健康診断によりじん肺の所見が認められた場合は、じん肺法第12条（じん肺則第13条）により、様式第2号（エックス線写真等の提出書）、エックス線写真、様式第3号（じん肺健康診断結果証明書）を添え都道府県労働局長に提出し、じん肺管理区分の決定を受けなければなりません。

就業上の措置に関する医師等からの意見聴取 安衛法第66条の4

※産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場においては、地域産業保健センターが無料で行う「健康診断の結果についての医師の意見聴取」サービスを活用できます。

地域産業保健センターの事業は、労働安全衛生法第19条の3（国の援助）に基づいて実施する事業です。

就業区分	内 容	就業上の措置の内容
通常勤務	通常勤務でよいもの	なし
就業制限	勤務に制限を加える 必要があるもの	勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要 休 業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

医師等の意見を勘案した事後措置 安衛法第66条の5

- 医師等の意見を勘案してその必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
- 作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備
- 医師等の意見の衛生委員会等への報告

地域産業保健センター

令和7年3月1日現在

名 称 ・ 所 在 地	対象地域	連絡先
大分県中部地域産業保健センター 大分市野田818 医療法人謙誠会博愛診療所内	大分市、別府市、杵築市、由布市、国東市、日出町、姫島村	TEL 070-2153-0811 FAX 097-502-4461 Mail tyu-bu@oitas.johas.go.jp
大分県北部地域産業保健センター 中津市永添2110-8 中津市医師会内	中津市、宇佐市、豊後高田市	TEL 070-2153-0812 FAX 0979-24-1486 Mail kenhoku@oitas.johas.go.jp
県南地域産業保健センター 佐伯市鶴谷町1-7-28 佐伯市医師会内	佐伯市、臼杵市、津久見市	TEL 070-2153-0813 FAX 0972-24-1660 Mail kennan@oitas.johas.go.jp
日田玖珠地域産業保健センター 日田市清水町803-1 日田市医師会内	日田市、玖珠町、九重町	TEL 070-2153-0814 FAX 0973-24-7080 Mail hitakusu@oitas.johas.go.jp
豊肥地域産業保健センター 豊後大野市三重町百枝1086-12 豊後大野市医師会内	竹田市、豊後大野市	TEL 070-2153-0815 FAX 0974-22-6149 Mail ho-hi@oitas.johas.go.jp

ストレスチェック制度

安衛法第66条の10

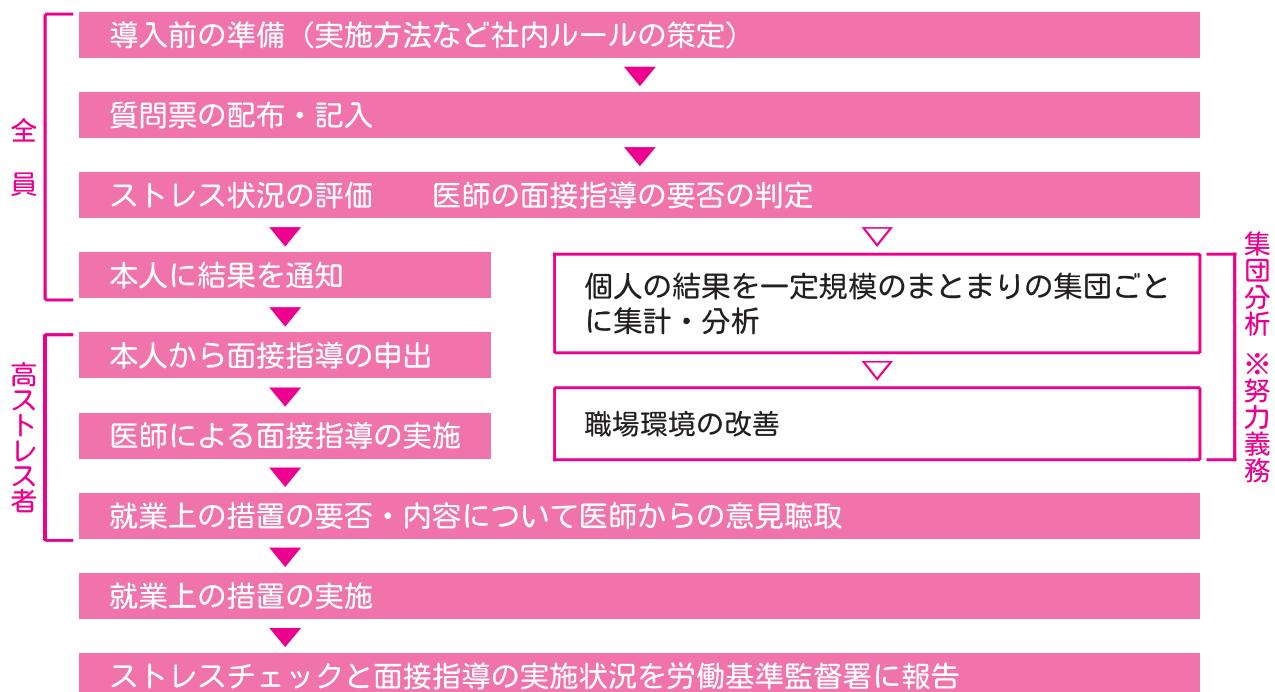
ストレスチェックの実施

- 労働者のストレス状況を定期的に検査・対処して、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ取組です。
- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施する必要があります。
※労働者50人未満の事業場は、当分の間努力義務となります。
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

面接指導の実施

- 高ストレス**と評価された労働者から申出があつたときは、医師による面接指導を行う必要があります。
 - 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。
- ◎ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者に提供してはいけません。

ストレスチェック制度の流れ



※労働者数50人未満の小規模事業場がストレスチェックを実施した結果、高ストレス者に対する医師による面接指導を行うにあたっては、79ページに掲載した地域産業保健センターによる無料サービスを活用することができます。

大分産業保健総合支援センター

独立行政法人労働者健康安全機構
大分産業保健総合支援センター

所在地 大分市荷揚町3-1 いちご・みらい信金ビル6F
TEL097-573-8070 FAX097-573-8074
<https://oitas.johas.go.jp>

産業保健総合支援センターでは主に次の事業を行っています。

- 産業保健に関する専門スタッフによる窓口相談・実施相談
- 産業保健関係者を対象とした産業保健に関する研修の実施、講師の紹介等の支援
- メールマガジン等による産業保健に関する情報提供、図書・教材の閲覧等
- 職場の健康問題に関するセミナーの実施等による広報・啓発
- 地域の産業保健活動に役立つ調査研究
- 地域窓口（地域産業保健センター）の運営

石綿の使用の有無に関する事前調査制度（石綿則第3条）

- 1 事前調査は、工事の規模にかかわらずすべての工事が対象です
- 2 事前調査の結果については、労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査報告が必要です
- 3 事前調査は「石綿含有建材調査者」などの資格を有する次の者が行う必要があります
 - (1) 建築物（一戸建ての住宅・共同住宅の住戸の内部を除く）

登録規定に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者
 - (2) 一戸建ての住宅・共同住宅の住戸の内部

上記(1)の者及び登録規定に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者
 - (3) 船舶（鋼製の船舶）

船舶石綿含有資材調査を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し修了検査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

※工作物の事前調査者については、現在は資格要件がありませんが、法改正により「工作物石綿事前調査者」等の資格要件が新たに設けられ、令和8年1月1日から適用されることとなっています。
- 4 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。石綿が無い場合も報告が必要です。

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80m ² 以上
	改修	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物※	解体・改修	請負金額が税込100万円以上
船舶（鋼製のもの）	解体・改修	総トン数が20トン以上

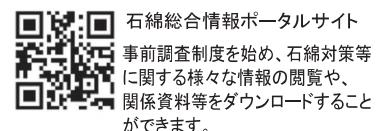
※報告の対象となる「特定の工作物」は次に掲げるものです。

- ・反応層、加熱炉、ボイラ、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く）

5 事前調査結果の報告には石綿事前調査結果報告システムをご利用ください

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

システムの利用にはGビズIDが必要です。



石綿総合情報ポータルサイト
事前調査制度を始め、石綿対策等に関する様々な情報の閲覧や、関係資料等をダウンロードすることができます。

第10次粉じん障害防止総合対策

- 1 目的 粉じん障害防止総合対策は、今後5か年において「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施の徹底を図ることにより、事業者の粉じんによる健康障害を防止するための自主的な取組の実施を促し、もって粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする計画です。
- 2 総合対策の期間 令和5年度から令和9年度までの5か年間
- 3 総合対策の重点事項
 - (1) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (2) すい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (3) 離職後の健康管理の推進
 - (4) じん肺健康診断の着実な実施
 - (5) アーク溶接作業等に係る粉じん障害防止対策
- 4 粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置（抜粋）
 - (1) 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
 - (2) すい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (3) じん肺健康診断の着実な実施
 - (4) 離職後の健康管理の推進
 - (5) アーク溶接作業等に係る粉じん障害防止対策
 - (6) その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

治療と仕事の両立支援

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾患を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、厚生労働省では「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を策定し、企業の意識改革や地域における支援体制の強化のため、周知啓発を進めています。

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

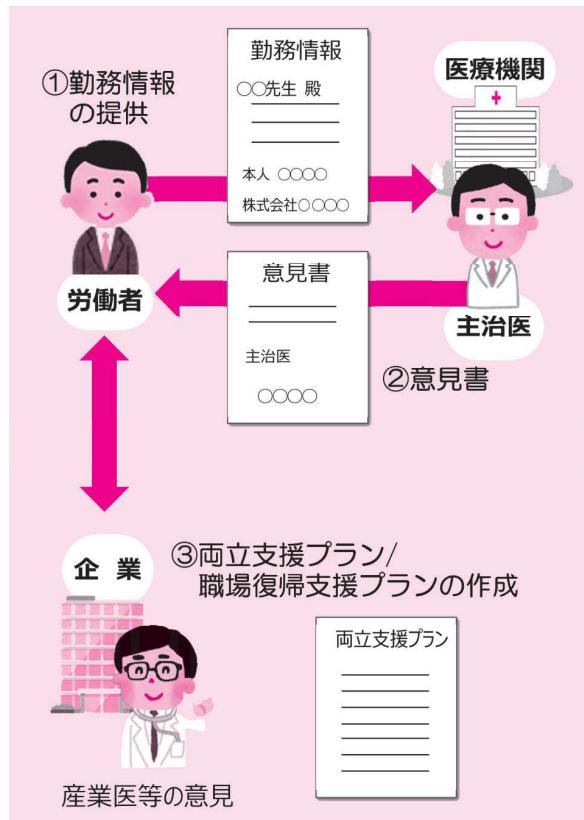
本ガイドラインは、治療が必要な疾患を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることがないよう、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするために、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、事業場における取組をまとめたものです。

大分県治療と仕事の両立支援推進チーム

大分労働局では、大分産業保健総合支援センターを中心に、大分県衛生主管部、大分市保健所、大分県医師会、大学病院、がん・肝疾患・難病の診療連携拠点病院、経営者協会、労働組合、社会保険労務士会、日本産業カウンセラー協会、日本キャリア開発協会等の団体と連携を図るため、「大分県治療と仕事の両立支援推進チーム」を組織し、治療と仕事の両立支援に関する情報を共有しています。

各団体では、事業場や労働者からの相談に応じています。次頁の連絡先まで、お気軽にお問い合わせください。

両立支援の検討は、労働者の申出から始まります



企業・医療機関連携マニュアル

「企業・医療機関連携マニュアル（解説編）」は、企業と医療機関が情報のやり取りを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例に沿って作成のポイントを示すものです。

また、マニュアル（事例編）では、がん、脳卒中、肝疾患、難病の具体的な事例を通じて、ガイドラインの様式の記載例を示しています。



ガイドライン、マニュアル
のダウンロード

情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」のご案内

The screenshot shows the homepage of the 'Treatment and Work Balance Support Navigator' website, which is a collaboration between the Ministry of Health, Labour and Welfare and the National Institute of Occupational Safety and Health. It features sections for employees, medical institutions, and companies, along with various support guides and news articles.

「両立支援ナビ」では、企業における両立支援の取組方法や取組事例、両立支援を受ける方への支援制度等に関する情報、医療機関や支援機関への情報など、治療と仕事の両立支援に関する様々な情報を掲載しています。



大分県治療と仕事の両立支援推進チーム参加機関

令和7年3月1日現在

名称と相談内容	電話番号
大分産業保健総合支援センター 事業者に対する啓発セミナーや管理監督者向けの両立支援教育の実施、関係者からの相談、事業場への個別訪問支援、患者（労働者）と事業者との個別調整支援	097-573-8070
大分大学医学部附属病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-586-6376
大分県立病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-546-7062
大分赤十字病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-532-6181
別府医療センター がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0977-67-1111
中津市立中津市民病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0979-22-6521
大分県済生会日田病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0973-22-8772
南海医療センター 地域医療連携室 がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0972-22-0577
大分県福祉保健部 健康増進室 生活習慣対策班	097-506-2770
大分県難病相談・支援センター 難病治療及び就労・就労継続等についての相談	097-578-7831
大分市保健所 保健予防課	097-535-7710
大分県医師会 地域保健課 医療連携センター等の紹介	097-532-9121
日本労働組合総連合会 大分県連合会 地域の働く人たちのよりどころとしての、労働者からの労働相談	0120-154-052
大分県経営者協会 メンタルヘルス、ハラスマント対策をはじめ、職場環境改善に関する企業への支援	097-532-4745
(一社) 大分県労働基準協会 労働基準法・労働安全衛生法等の普及、労働安全衛生法等に基づく各種講習会の開催	097-585-5765
大分県社会保険労務士会【両立支援関係】総合労働相談ダイヤル 事業者に対するセミナーの開催、事業者・労働者双方から就業継続等に関する相談	0570-064-794
大分県医療ソーシャルワーカー協会 (津久見中央病院内) 復職などの社会復帰の支援	0972-82-1123
(一社) 日本産業カウンセラー協会 九州支部 産業に関わる方へのカウンセリングによる個人支援	092-434-4433
日本キャリア開発協会 https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php 治療と職業生活の両立に悩んでいる就労者や休退職の方を対象とした相談（予約制）	左記ホームページ から申し込み
大分労働局 職業安定部 職業安定課 長期にわたる治療等が必要な疾患をもつ求職者に対する就職支援事業の実施	097-535-2090
ハローワーク大分 就職支援ナビゲーターによる、がんまたは肝疾患等の診療連携拠点病院と連携した、離職を余儀なくされた長期療養者等に対する就職支援	097-538-8609
大分労働局 労働基準部 健康安全課 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知	097-536-3213